

4月の相談日・健康診査

相談名	日程	時間	相談員※内容・対象	会場・備考
法律相談	7日(水)、12日(月)、14日(水)、21日(水)、26日(月)、28日(水)	午後2時～5時 (1人25分) ※電話予約制	弁護士 ※金銭貸借、離婚、借地・借家、相続等の日常の法律問題について(1案件につき1回)	市役所3階相談室 ▷予約は相談日の1週間前の午前8時30分から受け付けます。 ▷5月10日(月)の法律相談は4月26日(月)から、5月12日(水)の法律相談は5月6日(木)から予約を受け付けます。 ▷予約は直通電話 ☎22-2816 または市民安全課市民相談係へ
	5月10日(月)、12日(水)、17日(月)、19日(水)、24日(月)、26日(水)			
交通事故相談	9日(金) 23日(金)	午後1時30分～4時 (1人35分) ※電話予約制	弁護士 ※交通事故の損害賠償・過失割合など	
登記相談	16日(金)	午後1時30分～4時30分 (1人30分) ※電話予約制	司法書士、土地家屋調査士 ※土地や家屋の登記、相続問題など	
相続・遺言の 手続	27日(火)		行政書士 ※相続・遺言等暮らしの手続きなど	
行政相談	13日(火)	午後1時30分～4時 (1人約30分) ※電話予約制	行政相談委員 ※国等への苦情や要望など	電話相談のみ ▷予約は直通電話 ☎22-2816 または市民安全課市民相談係へ
身の上相談	20日(火)	午後2時～4時 (1人30分) ※電話予約制	人権擁護委員 ※人権問題・家庭での悩みごとなど	市役所3階相談室 ▷予約は1日の午前8時30分から、直通電話 ☎22-2816 または市民安全課市民相談係へ
消費者相談	月～金曜日 ※祝日を除く	午前10時～正午 午後1時～4時 ※第2・4火曜日は午後6時まで	消費生活相談員 ※訪問販売や買い物のトラブルなど	電話相談のみ ▷消費者相談室専用電話 ☎22-6000
福祉専門相談	13日(火)	午前9時30分～11時30分 ※電話予約制	弁護士 ※成年後見制度、遺言・相続等	福祉センター1階相談室 ▷予約は社会福祉協議会 ☎22-1233 へ
	28日(水)	午後5時～8時 ※電話予約制		
住宅相談	15日(木)	午後1時30分～4時30分 (1人30分) ※電話・窓口予約制	青梅市住宅施策推進協議会所属の住宅関連団体 ※住宅の売買・賃貸に関する相談	市役所5階会議室 ▷予約は相談日の3日前までに住宅課住宅政策係へ
おとなの健康相談	健康相談 栄養相談	23日(金)	保健師 ※健康に関する相談(血圧・体脂肪・体重測定など)	中央図書館多目的室 ※問い合わせは健康センター ☎23-2191 へ ▷直接会場へ
			管理栄養士 ※栄養に関する相談	

※犯罪で被害を受けた方やその家族で何かお困りのことがありましたら、市民安全課市民相談係へご相談ください。
※参考資料をお持ちの方は、相談時にご用意ください。

総合病院 院長テレホン

院長が病院運営などについて、ご意見やご要望などを電話でお受けします。

※医療相談はできません。

日時 4月26日(月)

午前9時～正午

電話 ☎22-3191



4月の子育て支援事業

対象 児童、保護者同伴の乳幼児

内容 指導員・講師が見守り、遊び方などを教えます。

定員 会場ごとに定員を設けています。

費用無料 直接会場へ

詳細・問い合わせ 子ども家庭支援課支援係

会場	日程	時間
大門市民センター 会議室	7日(水) 21日(水)	午前10時～正午
長淵市民センター 体育館	1日～22日 の木曜日	午後3時～5時
沢井市民センター 和室	5日(月)	午前10時～正午
東青梅市民センター 体育館	3日～24日 の土曜日	午前10時～正午
新町市民センター 体育館	23日(金)	午後3時～5時
今井市民センター 会議室	8日(木) 22日(木)	午前10時～正午

※一部会場は、休止しています。
※体育館では、体育館履きをご用意ください。
※年間予定は、市ホームページをご覧ください。

フレッシュランド西多摩

◎臨時休館

法令点検および定期補修のため、臨時休館します。

日程 4月5日(月)～9日(金)

詳細 西多摩衛生組合ホームページ
(二次元コード)参照

問い合わせ フレッシュ
ランド西多摩 ☎042-
570-2626



4月の収益事業

ボートレース多摩川



☆5日(月)～10日(土)…第5回

住信SBIネット銀行賞

☆15日(木)～20日(火)…ヴィーナスシリーズ第2戦是政プリンセスカップ

☆28日(水)～5月3日(祝)…第28回多摩川さつき杯

電話投票会員随時募集中 午前9時～午後6時に電話 ☎0120-858-006でレポート加入受付センターへ

京王閣競輪

☆1日(木)～3日(土)…S市原カップ&トウチュウ杯(FI・ナイター)



眼科では「色」のついた病名がいくつかありますが、代表的な病名は白内障、緑内障そして黄斑変性です。黄斑部とは、目のいちばん奥(眼底)の中心部分で直径僅か約0.5mmですが、外界からのすべての物体の映像が結ばれる重要な場所です。この小さな部位に病変が起こると、時には重大な視力障害を招くことがあります。中でも代表的な病名は加齢黄斑変性です。この病名は、ここ10数年で診断や治療は飛躍的に進歩しましたが、わが国でも、り患率は高くなってきており、進行する

と黄斑部にむくみや出血を繰り返すと、診断・治療が遅れると、思うような結果が得られない。病気の悪化は黄斑部の後方から、普通はないはずの新しいもろい血管(新生血管)ができ、むくみや出血を繰り返して、高度の視力障害を起してきます。

治療は、眼球に直接注射をして新生血管の進行をくい止める手法が主流です。黄斑変性により患した場合に、サプリメントの服用は推奨されていません。自覚症状がなくても、30cmぐらいの距離で

青梅市医師会健康コラム55
放っておけない「加齢黄斑変性」
かごしま眼科院長 鹿見島武志



片眼ずつ方眼紙のような格子模様を眺め、ゆがみが生じてないか、あるいは視力低下が起きていないか自主点検するのもよい方法かと思えます。この病名は早期発見が重要です。白内障や緑内障と同様に見え方がおかしいと思ったら、定期的に眼科で検査することをお勧めします。

問い合わせ 健康センター ☎23-2191